

東京都立図書館運営方針

平成14年4月1日

一部改正 平成18年5月22日

一部改正 平成21年3月25日付20中図管企第445号

東京都立図書館は、情報通信技術が飛躍的に進展する21世紀にふさわしい、広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を担い、図書館資料及び図書館内外の情報の整備・充実に努め、都民及び利用者に対し、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献する。

また、東京都立図書館は、区市町村立図書館との役割分担のもとに、都内公立図書館、学校及び同種施設等と連携協力し支援を図ることにより、東京の図書館サービス全体の向上に寄与する。

これらを目的として、都立図書館の運営及びサービスに関する事業の方針を定める。

【基本方針】

- 1 都立図書館は、中央図書館を統括機能の有する中心館とし、多摩図書館を合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担する。
- 2 都立図書館は、図書館サービス指標を設け、効率性、効果性、迅速性等の経営的視点を重視した運営及び事業を展開する。
- 3 都立図書館は、来館者、非来館者を問わず、都民及び利用者が高度・高品質な情報サービスを享受できるようサービス提供環境を整備し、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援する。
- 4 都立図書館は、資料の継続的、網羅的な収集を行うとともに、適切な資料管理を行い、将来にわたる利用のため図書館資料の長期的保存を図る。
- 5 都立図書館は、都内公立図書館や学校等への協力支援を行うとともに、都内公立図書館の相互協力ネットワーク化を促進する。
- 6 都立図書館は、図書館未整備地域に対し、補完サービスを行う。

【具体的方針】

(運営全般に関すること)

- 1 事業の実施に当たっては、本運営方針に則り、必要な要綱、基準等を定めるほか、各年度毎に主要事業計画を定める等計画的な運営を図る。
- 2 運営及びサービスの実施に当たっては、都民及び利用者のニーズ把握に努めるとともに、自己評価や経営指標等の手法を取り入れ、事業について不断の見直し、改善を図る。
- 3 事業執行に当たっては、必要に応じて、専門委員会、プロジェクトチームを設置し、迅速かつ柔軟な実施を図る。
- 4 都立図書館の職員に対し、専門性を高め、サービス向上を図るために必要な研修を行う。また、職員の資質と能力の向上を図るため他団体への派遣等の機会を設ける。
- 5 図書館サービスの普及と利用の啓発を図るために、情報通信技術等を活用し、都民、図書館及びその他関係諸機関に対し、積極的な広報、PR活動を行う。

(情報サービスに関すること)

- 6 紙媒体資料とともに図書館内外の電子媒体情報等を整備し、広範で、多様な情報サービスを迅速かつ的確に提供する。
- 7 電子図書館の実現に取り組むとともに、情報通信技術の進展と都民の生活行動様式の変化に対応し、利便性の高い図書館サービスの展開を図る。
- 8 図書館利用支援サービスを充実させ、都民の情報リテラシー支援を図る。
- 9 視覚障害者、聴覚障害者、高齢者及び外国人等にも配慮した利用環境の整備を図る。

- 10 子どもをはじめとする読書活動推進のための事業を行うとともに、都内公立学校等と連携して、学校教育に対する協力事業や地域の教育力を高める図書館サービスの支援を図る。
- 11 都の政策立案や実施に対して積極的に支援する。
- 12 社会活動や経済、産業活動等の活性化を支援する情報サービスを行う。

(資料管理に関すること)

- 13 図書館資料は、原則として1資料1点を収集し、将来にわたる利用のため長期的保存を図る。
- 14 書庫は、計画的に管理し、収集、保存、除架、再活用を適切に行うとともに、新たな媒体変換等による情報の長期的保存についても検討する。
- 15 一般には入手困難な専門書や行政資料等の積極的な収集を図る。

(協力支援に関すること)

- 16 都内公立図書館に対し、協力レファレンス、協力貸出、研修等多様な協力事業の展開を図るとともに、区市町村相互間の協力体制の整備を支援する。
- 17 東京都関係機関の図書館及び各種図書館等との連携、相互協力の構築を推進する。また、図書館関係団体等との連絡調整を行い、図書館サービスの発展向上を図る。
- 18 図書館未整備地域からの要望に応じ、資料や情報の提供を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成14年4月1日から施行する。
(東京都立中央図書館運営方針の廃止)
- 2 「東京都立中央図書館運営方針(47日図発第234号)」は廃止する。
(東京都立多摩図書館運営方針の廃止)
- 3 「東京都立多摩図書館運営方針(61教社計多第111号)」は廃止する。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。